#### 所 得 税 法 施 行 規 則 ഗ 部 を

改

正

す

る

省

令

新

旧

対

照

表

改 正 後

# 、障害者等に該当する旨を証する書類の範囲

等)

## 第七条

略

3 は情報が記録された電磁的記録とする。 法第十条第二項に規定する財務省令で定めるものは、 (同項に規定する電磁的記録をいう。 以下この章において同じ。 次に掲げる電磁的 ) 又

明  $\mathcal{O}$ 書をいう。 個人番号カード用署名用電子証明書の発行)に規定する署名用電子証 認証業務に関する法律 署名用電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム 以下この項及び第六項において同じ。 (平成十四年法律第百五十三号) 第三条第一項子署名等に係る地方公共団体情報システム機構

#### 省 略

## 4 { 7

る書類) に掲げる場合には、その変更前の氏名及び住所並びに変更後の氏名及び住氏名、住所及び個人番号並びに変更後の氏名、住所及び個人番号(第一号 異動申告書を提出した場合を除く。以下この項において同じ。)には、当 において「提出先金融機関」という。)の営業所等に非課税貯蓄に関 すべき事項を記録した電磁的記録を提供した金融機関(以下第十二項まで 届出書を提出した後、 証明書等を送信しているものに限る。)を提出しなければならない。当該 げる場合には、 該提出者は、 前項に規定する申請書を提出し、又は電磁的方法により当該申請書に記載 同 提出者が、次に掲げる場合に該当することとなつた場合 を記載した届出書(第四項各号に掲げるいずれかの書類(第一号に掲 様とする。 の写しの添付があるもの又はその提出の際にその者の署名用電子 遅滞なく、当該提出先金融機関の営業所等に、その変更前の 同項各号に掲げるいずれかの書類又は次条第二項に規定す 再び次に掲げる場合に該当することとなつた場合も (当該提出者が はする

改

正

前

:等に該当する旨を証する書類の範囲等)

2 第 七 同条 上上同 上

3 同

この  $\mathcal{O}$ (署名用電子証明書の発行) に規定する署名用電子証明書をいう。 署名用 認証 項及び第六項において同じ。 業務に関する法律(平成十四年法律第百五十三号) 電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構 第三条第一項

### 二同上

#### 4 5 7 同

8 氏名、 異動申告書を提出した場合を除く。以下この項において同じ。)には、当 において「提出先金融機関」という。)の営業所等に非課税貯蓄に関する らない。 の署名用電子証明書等を送信しているものに限る。 号に掲げる場合にあつては、 及び住所)を記載した届出書(第四項各号に掲げるいずれかの書類(第一 に掲げる場合にあつては、その変更前の氏名及び住所並びに変更後の氏名 該提出者は、遅滞なく、当該提出先金融機関の営業所等に、 すべき事項を記録した電磁的記録を提供した金融機関 なつた場合も、 二項に規定する書類) 提出者が、 頃に規定する申請書を提出し、又は電磁的方法により当該申請書に記載 住所及び個人番号並びに変更後の氏名、住所及び個人番号(第一号 当該届出書を提出した後、 次に 同 様とする。 掲げる場合に該当することとなつた場合(当該 の写しの添付があるもの又はその提出の際にその者 同項各号に掲げるいずれかの書類又は次条第 再び次に掲げる場合に該当することと )を提出しなければな (以下第十二項まで その変更前の

#### 一・二 同 13 同

#### 1

## 更生計画認可の決定等に準ずる事由)

· 二 省 略

# (青色専従者給与に関する届出書の記載事項等)

する。 要経費の特例等)に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項と第三十六条の四 法第五十七条第二項(事業に専従する親族がある場合の必

一 一 三 省 略

四 その事業に従事する他の使用人に対して支払う給与の金額

五 その他参考となるべき事項

2 · 3 省略

## 給与等の支払者等による証明等)

第三十六条の五 法第五十七条の二第二項各号(給与所得者の特定支出の控第三十六条の五 法第五十七条の二第二項を表示では、これらの規定に規定する給与等の支払者により補塡される部分がに、これらの規定に規定する給与等の支払者により補塡される部分がは、これらの規定に規定する給与等の支払者による証明に限る。) は、「は、これらの規定に規定する給与等の支払者による証明に限る。」」は、「自該を関係の、かつ、その補塡される部分につき所得税が課されない場合には、当該補塡される部分の金額を含む。)につき行われるものとする。

〜九 省 略

2 環される部分に 前項 金額を含む。 .項に規定する給与等の支払者により補塡される部分があり、 第二項第四号及び第五号に規定するキャリアコンサルタントによる証 いて準用する。 (第四号及び第五号に係る部分に限る。 )」とあるのは、 つき所得税が課されない場合には この場合にお 事項」 いいて、 と読み替えるものとする。 前項中 の 事項 規定は、 当該補塡される部分 (当該支出につき 法第五十七条 その

## (更生計画認可の決定等に準ずる事由)

定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるものとする。当金勘定への繰入限度額)に規定する財務省令で定める事由は、法令の規第三十五条 令第百四十四条第一項第一号ニ(個別評価貸金等に係る貸倒引

· 二 同 上

# (青色専従者給与に関する届出書の記載事項等)

第三十六条の四 同 上

一〜三同上

支給の方法及び形態四のの事業に従事する他の使用人に対して支払う給与の金額並びにその四のである。

五 昇給の基準その他参考となるべき事項

2 3 同 上

## (給与等の支払者による証明等)

第三十六条の五 法第五十七条の二第二項各号(給与所得者の特定支出の控第三十六条の五 法第五十七条の二第二項各号(給与所得者の特別)に規定する証明は、同条第一項の規定の適用を受けようとするに掲げる区分に応じ当該各号に定める事項(当該支出につき同項に規定する給与等の支払者 (以下この項において「給与等の支払者」という。) にる給与等の支払者 (以下この項において「給与等の支払者」という。) にる給与等の支払者 (以下この項において「給与等の支払者」という。) につき書面による治与等の支払者」という。) につき書面による治与等の支払者 (以下この項において「給与等の支払者」という。) につき書面による給与等の支払者 (以下この項において「給与等の支払者」という。) につき書面による。

6 | 5 | 4 | 3 |

#### 省 省 略略略略

## 玉 外転出をする場合の譲渡所得等の特例

第三十七条の二

省

6

に規定する財務省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。 令第百七十条第三項第二号 (国外転出をする場合の譲渡所得等の 特 例

第九項 例 .の適用がある場合の納税猶予)において準用する法第百三十七条の三 の適用がある場合の納税猶予) 令第二百六十六条の二第十項 (贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特 の規定 (国外転出をする場合の譲渡所得等の

第十項において準用する同条第九項の規定 令第二百六十六条の二第十一項において準用する法第百三十七条の三

げる規定とする。 令第百七十条第三項第三号に規定する財務省令で定める規定は、 次に掲

た場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)において準 する法第百三十七条の三第十項において準用する同条第九項の規定 令第二百六十六条の三第八項 (贈与等により非居住者に資産が移転 甪 L

令第二百六十六条の三第二十項において準用する法第百三十七条の三 、九項の規定

令<br />
第二百六十六条の<br />
三第二十一項<br />
において<br />
準用する<br />
法第百三十七条の 第十項において準用する同条第九項の 規定

8 { 11

略

確定所得申告書に添付すべき書類等

2

第四十七条の二

3 以下この項において 各号に掲げる法第七十八条第二項 令第二百六十二条第一項第六号に規定する財務省令で定める書類は、 「特定寄附金」という。)の区分に応じ当該各号に (寄附金控除)に規定する特定寄附金別分する財務省令で定める書類は、次

5 4 3 2

同同同同

上上上上

第三十七条の二 外転出をする場合の譲渡所得等の 同 上

2 5 上 同 上

6

同

第九項 例の適用がある場合の納税猶予)において準用する法第百三十七条の三 の適用がある場合の納税猶予)の規定 令第二百六 (贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特 十六条の二第八項 (国外転出をする場合の譲渡所得等の特

例 令第二百六十六条の二第九項において準用する法第百三十七条の三第

十項において準用する同条第九項の規定

7 同

一 令第二百六十六条の三第十七項において準用する法第百三十七条の三 する法第百三十七条の三第十項において準用する同条第九項の規定 た場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)において準 令第二百六十六条の三第五項(贈与等により非居住者に資産 屋が移転 甪 L

第十項において準用する同条第九項の規定 第九項の規定 令第二百六十六条の三第十八項において準用する法第百三十七条の三

8 { 11 同 上

第四十七条の二 上

確定所得申告書に添付すべき書類等)

2 同 上上

3 同

3

## 定める書類とする。

届出のあつた公職の候補者」という。)である旨を証する書類で当該報 十八第一項各号に掲げる団体又は同項第四号イに規定する公職の候 る旨及びその特定寄附金を受領したものが租税特別措置法第四十一条の 寸 候補者の立候補の届出等)、第八十六条の三(参議院比例代表選出議員 として公職選挙法第八十六条(衆議院小選挙区選出議員の選挙における び支出の報告書の提出)の規定による報告書により報告されたものであ あるも 院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の の選挙における名簿による立候補の届出等)又は第八十六条の四 (立候補の届出等) |体の届出等)若しくは公職選挙法第八十六条から第八十六条の四まで 候補の届出等)の規定により届出のあつた者(以下この号において「 特定寄附金が政治資金規正法 挙管理会又は同項第四号イに規定する指定都市の選挙管理委員会の当 附金とみなされるもの 場合の寄附金控除の特例又は所得税額の 書により報告された又は政治資金規正法第六条から第七条まで(政治 租税特別措置法第四十一条の十八第一 (昭和二十五年法律第百号) 第百八十九条 (報告書の提出)若しくは第十七条(解散の届出等)又は公職 の規定により届出のあつた次に掲げる事項の記 総務大臣、 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十 都道府県の選挙管理委員会、 項 特別控除)の規定により特 (政治活 (選挙運動に関する収入及 動 に関する寄附 (衆議 載が 補者 選挙 を

項に規定する認定特定非営利活動法人等の受領した旨 が当該認定特定非営利活動法人等の行う同項に規定する特定非営利活 係る事業に関連する寄附に係る支出金である旨を含む。)、 定により特定寄附金とみなされるもの 当該特定寄附金を受領し 等に寄附をした場合の寄附金控除の特例又は 附金の額及びその受領した年月日を証する書 租 税特別 措置法第四十一条の十八の二第一 項 所得税額の特別控除 (認 定 特定非 (当該特定寄附金 営利 当該 活 た 同 特 の 動

4

6 掲げる書類 第二百六十二条第三項第二号に規定する財務省令で定める書類は、 であつて、 同 1項の居住者がその年において同項に規定する国 次

### 同

は により届出のあつた者(以下この号において「届出のあつた公職 る立候補の届出等)又は第八十六条の四 )、第八十六条の三(参議院比例代表選出議員の選挙における名簿によ 六条(衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者の立候補の届出等 団体又は同項第四号イに規定する公職の候補者として公職選挙法第八十 を受領したものが租税特別措置法第四十一条の十八第一項各号に掲げる の規定による報告書により報告されたものである旨及びその特定寄附金 百号) 第百八十九条 号イに規定する指定都市の選挙管理委員会の当該特定寄附金が政 た場合の寄附金控除の特例)の規定により特定寄附金とみなされるも 定により届出のあつた次に掲げる事項の記載があるもの 者」という。)である旨を証する書類で当該報告書により報告された又 表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の立候補の届出等)の規定 しくは第十七条(解散の届出等)又は公職選挙法 正法 総務大臣、 租税特別措置法 治資金規正法第六条から第七条まで(政治団体の届出等)若しくは 挙法第八十六条から第八十六条の四まで(立候補の届出等)の規 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第十二条 都道府県の選挙管理委員会、 第四 (選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出) + -一 条 の 十八第一項 (衆議院議員又は参議院比例代 中央選挙管理会又は (政治 活動に関 (報告書の 二十五年 ける 同 の候補 沿資金 法 **出** 項第四 附 律第 をし 若

兀 附に係る支出金である旨を含む。 動法人等の行う同項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄 みなされるもの した年月日を証 人等に寄附をした場合の寄附金控除の特例) 租税特 利活動法人等の受領した旨 別措置法第四十一条の十八の二第 する書 当該特定寄附金を受領した同 類 (当該特定寄附金が当該認定特定 当該特定寄附金の額及びその受領 項 0) 「項に規定する認定特定非 規定により特定寄附金と (認定特定 営利 非営利活 活

#### 4 5 上 同 上

6 同

7 8 の翻訳文を含む。)とする。 とを明らかにするもの(当該書類が外国語で作成されている場合には、そ 族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行つたこ 次に掲げる書類であつて、同項の居住者がその年において国外居住扶養親 場合には、その翻訳文を含む。)とする。 人に行つたことを明らかにするもの(当該書類が外国語で作成されている 等」という。)の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各 外居住障害者又は国外居住配偶者(以下この項において「国外居住障害者 るもの 令第二百六十二条第四項第一号ロに規定する財務省令で定める書類は、 業者が当該居住者の依頼に基づいて行う同条第五項に規定する電子決済 写しにあつては、当該みなし電子決済手段等取引業者が発行する電子決 取引業者」という。)の書類又はその写しで、当該電子決済手段等取引 の号及び第八項第三号において「みなし電子決済手段等取引業者」とい 条第十二項に規定する電子決済手段等取引業者とみなされる者(以下こ て当該居住者から当該国外居住扶養親族に支払をしたことを明らかにす 済手段に係るものに限る。 とを明らかにするもの 段 引業者が当該居住者の依頼に基づいて行う電子決済手段の移転によつ 項 電子決済手段等取引業者の書類又はその写しで、当該電子決済手段等  $\mathcal{O}$ 資金決済に関する法律 (定義) 移転によつて当該居住者から当該国外居住障害者等に支払をしたこ (電子決済手段を発行する者に関する特例) (以下この号及び第八項第三号において を含む。以下この号及び第八項第三号において「電子決済手段等 (みなし電子決済手段等取引業者の書類又はその写しにあつては に規定する電子決済手段等取引業者 (みなし電子決済手段等取引業者の書類又はその (平成二十一年法律第五十 「電子決済手段」という。 (同法第六十二条の八第 の規定により同法第一 -九号) 第二条第十二

同

上

8 7

同同

上上

同

上

10 9

10 9

のに限る。

当該みなし電子決済手段等取引業者が発行する電子決済手段に係るも

令第二百六十二条第四項第三号ロに規定する財務省令で定める書類は、

令第二百六十二条第四項第三号ロに規定する財務省令で定める書類は、

第八項に規定する財務省令で定める書類であつて、同条第四項の居住者か 金額の合計額が三十八万円以上であることを明らかにするものとする。 国外居住扶養親族である各人へのその年における第八項に規定する支払 令第二百六十二条第五項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号

.掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

う 同号ハに規定する認定職業訓練を受ける者である場合 その者が、 法第二条第一項第三十二号ハに規定する職業訓練法人の行 次に掲げる書

ŧ 第二項第二号に掲げる事項に該当するものである旨を厚生労働大臣が 証する書類の写しとして当該職業訓練法人の代表者から交付を受けた 当該職業訓練法人の行う当該認定職業訓練の課程が令第十一条の三  $\mathcal{O}$ 

略略

12 \$ 14

|外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)

第五十二条の二 令第二百六十六条の二第一項 (国外転出をする場合の譲渡 応じ当該各号に定める書類とする。 下この項において「非上場株式等」という。 所得等の特例の適用がある場合の納税猶予) 類は、 〔得等の特例の適用がある場合の納税猶予〕に規定する財務省令で定める 法第百三十七条の二第十一項第二号 )の次の各号に掲げる区分に に規定する非上場株式等 (国外転出をする場合の譲渡

次号に掲げる非上場株式等以外のもの 次に掲げる書類

る書類を提出する場合には自己の印を押しているものに限る。 .載した書類(当該個人が自署したものに限るものとし、口⑴に掲げ 場株式等である株式に質権の設定をすることについて承諾した旨を 法第百三十七条の二第一項の規定の適用を受けようとする個人が非

次に掲げるいずれかの書類

(2) (1)イの個人の印に係る印鑑証 明書

同じ。 は公使館の長又はその事務を代理する者を含む イの個人の自署に係る領事官 が証する書類 領事官 の職務を行う大使館若しく 次号ロ2において

> 三十八万円以上であることを明らかにする書類とする。 第八項に規定する書類であつて、同条第四項の居住者から国外居住 族である各人へのその年における第八項に規定する支払の金額の **!**扶養親 額が

11 同 上

同

う認定職業訓練を受ける者である場合 その者が、法第二条第一項第三十二号ハに規定する職 次に掲げる書類 **微業訓練** 人の

る書類の写しとして当該職業訓練法人の代表者から交付を受けたもの 項 当該職業訓練法人の行う認定職業訓練の課程が令第十一条の三第二 第二号に掲げる事項に該当するものである旨を厚生労働大臣が証す

12 5 14 ¤ 同同 上上

(国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)

第五十二条の二

- 自己の印を押しているものに限る。 律第八十六号)第百四十九条第一項 る者の印に係る印鑑証明書 面の交付等)の書面 当該非上場株式等に係る株式会社が交付した会社法(平成十七年法 (当該株式会社の代表権を有する者が自署し、 )及び当該株式会社の代表権を有 (株主名簿の記載事項を記載した
- 合名会社、 合資会社又は合同会社に係る非上場株式等 次に掲げる書

には自己の印を押しているものに限る。 人が自署したものに限るものとし、 に質権の設定をすることについて承諾した旨を記載した書類 場株式等である当該合名会社、 法第百三十七条の二第一項の規定の適用を受けようとする個人が非 合資会社又は合同会社の社員の持分 口⑴に掲げる書類を提出する場合 (当該個

- 次に掲げるいずれかの書類
- イの個人の印に係る印鑑証明書
- (2) (1)イの個人の自署に係る領事官が証する書類
- 当該合名会社、 合資会社又は合同会社がイの質権の設定について承
- 当該質権の設定について承諾した旨が記載された公正証書
- ② 当該質権の設定について承諾した旨が記載された。 (1) 当該質権の設定について承諾した旨が記載された。 諾したことを証する書類で次に掲げるいずれかのもの 該合名会社、合資会社又は合同会社の印を押しているものに限る。 所又は公証人役場において日付のある印章が押されているもの 及び当該合名会社、 当該質権の設定について承諾した旨が記載された私署証書で登記 合資会社又は合同会社の印に係る印鑑証明書
- (3)会社、 明)の規定により内容証明を受けたもの及び当該合名会社 便法(昭和二十二年法律第百六十五号) 社又は合同会社の印に係る印鑑証明書 当該質権の設定について承諾した旨が記載された書類 合資会社又は合同会社の印を押しているものに限る。 第四十八条第一項 (当該合名 (内容証 合資会 で郵
- 2 令第二百六十六条の二第二項に規定する財務省令で定める書類 一号イ及びハ又は同項第二号イ及びハに掲げる書類とする。 は、 前
- 3 法第百三十七条の二第二項に規定する財務省令で定める事項は、 次に掲

げる事項とする。 兀 省 略

> 項は、次に掲げる事項とする。 得等の特例の適用がある場合の納税猶予)に規定する財務省令で定める事 法第百三十七条の二第二項 (国外転出をする場合の譲渡所

〈 匹 同

5 4 法第百三十七条の二第六項に規定する財務省令で定める事項は、

げる事項とする。

一·二 省 略

類別及び名称又は銘柄別の数量及び法第六十条の二第一項各号、第二項。次条第六項第三号において同じ。)まで引き続き有しているものの種三十一日(その者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時一 法第百三十七条の二第一項に規定する適用資産のうち、その年十二月 各号又は第三項各号に掲げる金額

通則法 こととする。 に規定する納税管理人が破産手続開始の決定又は後見開始の審判を受けた 令第二百六十六条の二第八項に規定する財務省令で定める事実は、国税 (昭和三十七年法律第六十六号) 第百十七条第一項 (納税管理人)

7 要件は、 法第百三十七条の二第十一項第二号に規定するその他財務省令で定める 次に掲げる要件とする。

品取引所に類するものであつて外国に所在するものに上場がされていな 当該株式が金融商品取引法第二条第十六項(定義)に規定する金融商

券登録原簿への登録) いて「店頭売買有価証券登録原簿」という。 当該株式が金融商品取引法第六十七条の十一 に規定する店頭売買有価証券登録原簿 に登録がされていないこ 第一 項 (店頭 売買有価証 (次号にお

えられるものに登録がされていないこと。 当該株式が店頭売買有価証券登録原簿に類するものであつて外国に備

兀 定等)に規定する株券発行会社以外の株式会社であること。 当該株式に係る株式会社が会社法第百十七条第七項 (株式 の価格の決

五. 第九項に規定する要件を満たすものであること。

8 で定める要件につ 号に規定する合名会社 第三号及び第五号の規定は いて準用する。 合資会社又は合同会社の社員の持分で財務省 法第百三十七条の一 一第十 一項

9 法第百三十七条の二第十 項第二号の規定により読み替えて適用する国

3 2

次に掲

同同 上上

一・二同

三 法第百三十七条の二第一項に規定する適用資産のうち、 。次条第四項第三号において同じ。)まで引き続き有しているものの種三十一日(その者が年の中途において死亡した場合には、その死亡の時一 法第百三十七条の二第一項に規定する適用資産のうち、その年十二月 各号又は第三項各号に掲げる金額 類別及び名称又は銘柄別の数量及び法第六十条の二第一項各号、 第二項

司

通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第百十七条第一項(納税管理人) こととする。 に規定する納税管理人が破産手続開始の決定又は後見開始の審判を受けた の適用がある場合の納税猶予)に規定する財務省令で定める事実は、 令第二百六十六条の二第六項 (国外転出をする場合の譲渡所得等の特例 国税

譲渡についての制限が解除されていることとする。 その他の法令の規定による処分の制限をいう。)がされていないこと及び いて担保の設定又は処分の制限 税通則法第五十条第二号(担保の種類)に規定する財務省令で定める要件 当該有価証券及び社員の持分について、 差押えがされていないことその他の当該有価証券及び社員の持分につ (民事執行法 質権の設定がされていないこ (昭和五十四年法律第四号)

## がある場合の納税猶予 贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用

第五十二条の三 る財務省令で定める書類について準用する。 場合の納税猶予) 等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある 前条第一項の規定は、令第二百六十六条の三第 (同条第五項において準用する場合を含む。) に規定す 項 (贈与

2 て準用する場合を含む。 前条第一 一項の規定は、 )に規定する財務省令で定める書類について準用 令第二百六十六条の三第二 項 (同条第五項におい

で定める事項は、次に掲げる事項とする。 合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予) 法第百三十七条の三第三項 (贈与等により非居住者に資産が移転した場 に規定する財務省令

一〜三省

国をする予定年月日 当をする予定年月日(当該帰国をする予定がない場合には、その旨)当該贈与又は相続を受けた非居住者が前条第三項第三号に規定する帰

五. 省

### 5 4

合の修正申告の特例)に規定する遺産分割等の事由の別及び当該遺産分割 続人等について生じた法第百五十一条の六第一項(遺産分割等があつた場 三第十一項の修正申告書の提出に係るもの並びに同項に規定する適用被相 四十七条第三項第十三号イからニまでに掲げる事項で令第二百六十六条の . О 令第二百六十六条の三第十一項に規定する財務省令で定める事項は、 事由が生じた年月日とする。 第

#### 7 6 略

法第百三十七条の三第十三項第二号の規定により読み替えて適用する国

4

同

上

がある場合の納税猶予) (贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用

第五十二条の三

が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予) する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 法第百三十七条の三第三項(贈与等により非居住者に資産 に規定

兀

三同

上

Ŧi. 国をする予定年月日 当該贈与又は相続を受けた非居住者が前条第一項第三号に規定する帰 同 上 (当該帰国をする予定がない場合には、 その旨)

#### 3 | 2 | 同

別及び当該遺産分割等の事由が生じた年月日とする で令第二百六十六条の三第八項の修正申告書の提出に係るもの並びに同項令で定める事項は、第四十七条第三項第十三号イからニまでに掲げる事項 産分割等があつた場合の修正申告の特例)に規定する遺産分割等の事由 に規定する適用被相続人等について生じた法第百五十一条の六第一項 場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予)に規定する財務省 令第二百六十六条の三第八項(贈与等により非居住者に資産が移転した (遺

は、前条第九項に規定する要件とする。
税通則法第五十条第二号(担保の種類)に規定する財務省令で定める要件

## (青色申告承認申請書の記載事項)

で定める事項は、次に掲げる事項とする。第五十五条 法第百四十四条(青色申告の承認の申請)に規定する財務省令

· 二 省 略

### 三 省 略

## (青色申告をやめようとする場合の届出)

務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 第六十六条 法第百五十一条第一項(青色申告の取りやめ等)に規定する財

省略

### 二省略

# (給与所得者の扶養控除等申告書の記載事項)

## 第七十三条 省 略

事項とする。 2 法第百九十四条第三項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる

及び個人番号 - 法第百九十四条第三項の規定による申告書を提出する者の氏名、住所

二 法第百九十四条第三項の規定により経由すべき同条第一項の給与等の

## (青色申告承認申請書の記載事項)

## 第五十五条 同 上

同

上

その取消しに係る同条第二項の規定による通知を受けた日又は取りやめ届出書を提出した後再び第一号の申請書を提出しようとする場合には、の取りやめ)の規定により青色申告書による申告書の提出をやめる旨の告書の提出の承認を取り消され、又は法第百五十一条第一項(青色申告法第百五十条第一項(青色申告法第百五十条第一項(青色申告の承認の取消し)の規定により青色申

業務を開始した場合には、その開始した年月日四、その年一月十六日以後新たに法第百四十三条(青色申告)に規定する

の届出書の提出をした日

五 同 上

## (青色申告をやめようとする場合の届出)

省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。第八十六条 法第百五十一条第一項(青色申告の取りやめ)に規定する財務

一同上

された日 | 一 青色申告書の提出の承認を受けた日又はその承認があつたものとみな

三 青色申告書の提出をやめようとする理由

四| 同 上

# (給与所得者の扶養控除等申告書の記載事項

## 第七十三条 同 上

事項とする。 2 法第百九十四条第二項に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる

及び個人番号
一 法第百九十四条第二項の規定による申告書を提出する者の氏名、住所

一 法第百九十四条第二項の規定により経由すべき同条第一項の給与等の

支払者の氏名又は名称

## 三 • 四

- 3 事項とする。 法第百九十四条第六項に規定する財務省令で定める事項は、 次に掲げる
- 及び個人番号 法第百九十四条第六項の規定による申告書を提出する者の氏名、 住 所
- 給与等の支払者の氏名又は名称 法第百九十四条第六項の規定により経由すべき同条第一項に規定する

した同条第一項に規定する給与等の支払者は、当該申告書に、 支払者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。 法第百九十四条第八項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書を受理 当該給与等

# (給与所得者の扶養控除等申告書に添付すべき書類等)

### 第七十三条の二 略

### 2

3 もの(当該書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含む。 ) とする。 育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行つたことを明らかにする る書類として財務省令で定める書類は、次に掲げるいずれかの書類であつ 令第三百十六条の二第三項に規定する生計を一にすることを明らかにす 同項に規定する居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教

- 該みなし電子決済手段等取引業者が発行する同号に規定する電子決済手 するみなし電子決済手段等取引業者の書類又はその写しにあつては、 基づいて行う同号に規定する電子決済手段の移転によつて当該居住者か 類又はその写しで、 段に係るものに限る。 ら当該国外居住親族に支払をしたことを明らかにするもの(同号に規定 第四十七条の二第六項第三号に規定する電子決済手段等取引業者の書 当該電子決済手段等取引業者が当該居住者の依頼に 当
- 4 書類は、 ③に掲げる者に該当することを明らかにする書類として財務省令で定める 令第三百十六条の二第三項に規定する法第二条第一項第三十四号の二ロ 前項に規定する財務省令で定める書類であつて、 令第三百十六条

支払者の氏名又は名称

- 三 · 四 同
- 3 事項とする。 法第百九十四条第五項に規定する財務省令で定める事項は、 次に掲げる
- 及び個人番号 法第百九十四条第五項の規定による申告書を提出する者  $\mathcal{O}$ 氏 名 住所
- | 法第百九十四条第五項の規定により経由すべき同条第一 給与等の支払者の氏名又は名称 項に規定する

### 同

の支払者の個人番号又は法人番号を付記するものとする。 した同条第一項に規定する給与等の支払者は、当該申告書に、 法第百九十四条第七項に規定する給与所得者の扶養控除等申告書を受理 当該給与等

# (給与所得者の扶養控除等申告書に添付すべき書類等)

## 第七十三条の二

同

上

#### 2 上上

3

同

同 上

4 書類は、 (3)に掲げる者に該当することを明らかにする書類として財務省令で定める 令第三百十六条の二第三項に規定する法第二条第一項第三十四号の二ロ 前項に規定する書類であつて、 令第三百十六条の二第三項に規定

ける前項に規定する支払の金額の合計額が三十八万円以上であることを明 の二第三項に規定する居住者から国外居住親族である各人へのその年にお かにするものとする。

# (従たる給与についての扶養控除等申告書の記載事項)

## 第七十四条

- 事項とする。 法第百九十五条第三項に規定する財務省令で定める事項は、 次に掲 げる
- 及び個人番号 法第百九十五条第三項の規定による申告書を提出する者の氏名、 住 所
- 従たる給与等の支払者の氏名又は名称 法第百九十五条第三項の規定により経由すべ き同条第一項に規定する

書を受理した同条第一項に規定する従たる給与等の支払者は、 に、当該従たる給与等の支払者の個人番号又は法人番号を付記するものと 法第百九十五条第六項に規定する従たる給与についての扶養控除等申告 当該申告書

## 、給与所得者の保険料控除申告書の記載事項

第七十五条 に規定する財務省令で定める事項は、 法第百九十六条第一項第四号(給与所得者の保険料控除申告書 次に掲げる事項とする。

- 法第百九十六条第一項の規定による申告書を提出する者の氏名及び住
- この号において「社会保険料」という。 法第七十四条第二項 (社会保険料控除) については、次に掲げてに規定する社会保険料 次に掲げる事項 。 以 下
- 負担すべき社会保険料の法第七十四条第二項各号別の金額及びその支 担すべきものがある場合には、これらの者の氏名並びにこれらの者の の相手方の名称 社会保険料のうちに自己と生計を一にする配偶者その他の親族 の負

兀 下この号において「新生命保険料」という。 法第七十六条第一項 (生命保険料控除) に規定する新生命保険料 )については、 次に掲げる

> る支払の金額の合計額が三十八万円以上であることを明らかにする書類と する居住者から国外居住親族である各人へのその年における前項に規定す

# (従たる給与についての扶養控除等申告書の記載事項

### 第七十四条 同

- 2 事項とする。 法第百九十五条第二項に規定する財務省令で定める事項 は 次に掲げる
- 及び個人番号 法第百九十五条第二項の規定による申告書を提出する者  $\mathcal{O}$ 氏 名 住所
- 一 法第百九十五条第二項の規定により経由すべき同条第一 従たる給与等の支払者の氏名又は名称 項に規・ 定する

### 三同

3 する。 書を受理した同条第一項に規定する従たる給与等の支払者は、 に、当該従たる給与等の支払者の個人番号又は法人番号を付記するものと 法第百九十五条第五項に規定する従たる給与についての扶養控 当該申告書 除 等申

# (給与所得者の保険料控除申告書の記載事項)

#### 第七十五条 同 上

において 法第百九十六条第一 「申告者」という。 項の規定による申告書を提出する者 の氏名及び住所 (以下この 項

### 同

### 同

口 別の金額及びその支払の相手方の名称 並びにこれらの者の負担すべき社会保険料の法第七十四条第二項各号 担すべきものがある場合には、これらの者の氏名及び申告者との続柄社会保険料のうちに自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負 社会保険料のうちに自己と生計を一にする配偶者その他の親族の

#### 四 三 同

### 上上

項

金の受取人の氏名 保険金、年金、共済金、1 省 略 確定給付企業年金、 退職年金又は退職

ハ~~

「介護医療保険料」という。)については、次に掲げる事項 法第七十六条第二項に規定する介護医療保険料(以下この号において

保険金、年金又は共済金の受取人の 氏

ハ〜へ 省 略

て「新個人年金保険料」という。)については、次に掲げる事項・法第七十六条第三項に規定する新個人年金保険料(以下この号におい

ロ 年金の受取人の氏名

(納期の特例に関する承認の申請書)

規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。第七十八条 法第二百十七条第一項(納期の特例に関する承認の申請等) に

ける者の数及び臨時に雇用している者の数)ける者の数(臨時に雇用している者がある場合には、給与等の支払を受承認を受けようとする同条に規定する事務所等に係る給与等の支払を受 法第二百十六条(源泉徴収に係る所得税の納期の特例)の規定による

兀

、株式等の譲渡の対価の支払者に提示する書類の範囲等)

一時

確定給付企業年金 退職年金又は退職 一時

ハ~へ 同 - 保険金、年 年金又は共済金の受取人の氏名及び申告者との

同上

ロ 年金の受取人の氏名及び申告者との続柄イ 同 上

ハ・ニ 同 上

八~十 同

第七十八条 (納期の特例に関する承認の申請書) 同

承認を受けようとする同条に規定する事務所等に係る最近における六月 法第二百十六条(源泉徴収に係る所得税の納期の特例)の規定による

時に雇用している者がある場合には、その者に係るこれらの内訳間の月別の給与等の支払を受ける者の数及び当該給与等の金額並びに臨

四三

四項の 第一号の申 規定による取消しの通知を受けたことの有無 請 書を提出した日 以 前 年以内におい て法第二百十七条第

五.

(株式等の譲渡の対価の支払者に提示する書類の範囲等)

## 第八十一条の二十 省 略

■ 前項において準用する第八十一条の六第一項第二号若しくは第三号に掲げる個人(国内に住所を有しない者に限る。)又は同条第四項第四号に掲述をの譲渡の対価の受領者の告知)に掲げる者と令第三百四十二条第一項において「株式等」という。)の譲渡の対価(令第三百四十二条第一項において「株式等」という。)の譲渡の対価(令第三百四十二条第一項において「株式等」という。)の譲渡の対価(令第三百四十二条第一項における受領に関する委任契約を締結している場合には、前項において準用するの受領に関する委任契約を締結している場合には、前項において準用する第八十一条の六第一項第二号末しくは第三号に掲載は、これらの規定に規定する書類のほか、当該委任契約に係る委任状又第一項に対いて準別する委任契約を締結している場合には、前項において準用する第八十一条の六第一項第二号若しくは第三号に掲載は、これらの規定に規定する書類のほか、当該委任契約に係る委任状又は契約書で当該個人又は外国法人の氏名又は名称及び国外の住所地の記載は契約書で当該個人又は外国法人の氏名又は名称及び国外の住所地の記載があるものの写しとする。

### 3 省 哗

# (信託受益権の譲渡の対価の支払者に提示する書類の範囲等)

第八十一条の三十三 省 又は げる個人(国内に住所を有しない者に限る。)又は同条第四項第四号に掲前項において準用する第八十一条の六第一項第二号若しくは第三号に掲 る第八十一条の六第一項第二号若しくは第三号又は第四項第四号に定める ける受領に関する委任契約を締結している場合には、前項において準用す 渡の対価の受領者の告知)に掲げる者と令第三百四十八条第一項 げる外国法人が法第二百二十四条の四第二号又は第三号(信託受益権の譲 書類は、 に規定する対価をいう。 おいて「信託受益権」という。) 益権の譲渡の対価の受領者の告知)に規定する信託受益権(次条第二項に があるもの 契約書でその個人又は外国法人の氏名又は名称及び国外の住所地の記 これらの規定に規定する書類のほか、当該委任契約に係る委任状 略 次項及び次条第二項において同じ。 の譲渡の対価 (令第三百四十八条第一項 の国内にお (信託受

### 3 省略

## (信託受益権の譲渡の対価の支払調書)

第九十条の四 居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し国内において

## 第八十一条の二十 同 上

の写しとする。

「前項において準用する第八十一条の六第一項第二号若しくは第三号に掲げる個人(国内に住所を有しない者に限る。)又は同条第四項第四号に掲げる個人(国内に住所を有しない者に限る。)又は同条第四項第四号に掲げる個人(国内に住所を有しない者に限る。)又は同条第四項第四号に掲げる個人(国内に住所を有しない者に限る。)又は同条第四項第四号に掲げる個人(国内に住所を有しない者に限る。)又は同条第四項第四号に掲げる個人では外国法人の氏名又は名称及び国外の住所地の記載があるもの当該個人又は外国法人の氏名又は名称及び国外の住所地の記載があるもの当該個人又は外国法人の氏名又は名称及び国外の住所地の記載があるものの写しとする。

### 3 同

# 信託受益権の譲渡の対価の支払者に提示する書類の範囲等)

## 第八十一条の三十三 同 上

2 前項において準用する第八十一条の六第一項第二号若しくは第三号に掲する事類のほか、当該委任契約に係る委任状又は契約書でその個人又はでする書類のほか、当該委任契約に係る委任状又は契約書でその個人又はの対価の受領者の告知)に規定する信託受益権(次条第二項において「信託受益権」という。)の譲渡の対価の国内における受領に関する委任契約を締結している場合には、前項において準用する第八十一条の六第一項第三号若しくは第三号又は第四項の対価の国内における受領に関する委任契約にする書類のほか、当該委任契約に係る委任状のより、又は同条第四項第四号に掲定する書類のほか、当該委任契約に係る委任状又は関連で表面の第二号に関する書類のほか、当該委任契約に係る委任状又は関系の共一条の六第一項第二号若しくは第三号に掲する第八十一条の六第一項第二号若しくは第三号に掲

#### 3 同 上

## (信託受益権の譲渡の対価の支払調書)

第九十条の四 居住者又は恒久的施設を有する非居住者に対し国内において

同じ。 支払事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長に提出しなければならな 対価の支払を受ける者の各人別に、 二十五条第一項第十二号(支払調書及び支払通知書)の規定により、その の支払をする者の事務所、 する信託受益権(以下この条において「信託受益権」という。)の譲 法第二百二十四条の四 )の支払をする法第二百二十四条の四各号に掲げる者は、法第二百 (法第二百二十四条の四に規定する対価をいう。以下この条において (信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知) 事業所その他これらに準ずるものでその対価の 次に掲げる事項を記載した調書を、そ 渡の 規定

五. 略

略

## (先物取引に関する支払調書)

第九十条の五 物取引業者等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。 物取引の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した調書を、当該商品先 法第二百二十五条第一項第十三号(支払調書及び支払通知書)の規定によ に定める者(以下この条において「商品先物取引業者等」という。)は、 係る同項に規定する先物取引(以下この条において「先物取引」という。 に規定する差金等決済(以下この条において「差金等決済」という。)に た法第二百二十四条の五第二項(先物取引の差金等決済をする者の告知) の法第二百二十四条の五第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号 その先物取引の差金等決済をする者の各人別に、次の各号に掲げる先 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が国内において

する市場デリバティブ取引(次号に規定する暗号資産デリバティブ取引 除く。 以下この号において同じ。) ブ取引(次号に規定する暗号資産デリバティブ取引を除く。 [デリバティブ取引を除く。) 又は同項第六号に規定する店頭デリバテ 市場デリバティブ取引等 )若しくは外国市場デリバティブ取引(次号に規定する暗号資 (法第二百二十四条の五第一項第四号に規 次に掲げる事項 )をいう

口 その年中に差金等決済により成立した市場デリバティブ取引等の 数量及び対価の額又は約定数値 (金融商品取引業等に関する内閣

> 対価の支払事務を取り扱うものの所在地の所轄税務署長に提出しなければ 五条第一項第十二号(信託受益権の譲渡の対価の支払調書)の規定により 対価の支払をする法第二百二十四条の四各号に掲げる者は、法第二百二十 する信託受益権 法第二百二十四条の四 ならない。 を、その支払をする者の事務所、 その対価の支払を受ける者の各人別に、次に掲げる事項を記載した調書 (以下この条において「信託受益権」という。) の譲渡の (信託受益権の譲渡の対価の受領者の告知) に規定 事業所その他これらに準ずるものでその

五 同 上

2 同

(先物取

引に関する支払調

第九十条の五 係る同項に規定する先物取引(以下この条において「先物取引」という。 先物取引業者等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。 先物取引の区分に応じ当該各号に定める事項を記載した調書を、当該商品 より、その先物取引の差金等決済をする者の各人別に、次の各号に掲げる 法第二百二十五条第一項第十三号 (先物取引に関する支払調書) の規定に に定める者(以下この条において「商品先物取引業者等」という。)は、 )の法第二百二十四条の五第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号 に規定する差金等決済 た法第二百二十四条の五第二項(先物取引の差金等決済をする者の告知) 居住者又は恒久的施設を有する非居住者が国内において行つ (以下この条において「差金等決済」という。) に

同

同

口 類、 その 数量及び対価の額又は約定数値 年中に差金等決済により成立した市場デリバティブ取引等の (金融商品取引業等に関する内閣

府令  $\Box$ において同じ。) 面 の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る契約締結時交付 の共通記載事項)に掲げる対価の額又は約定数値をいう。 (平成十九年内閣府令第五十二号) 第百条第一項第五 뭉 有 第四号 価 証

ハ〜へ 省

場デリバティブ取引のうち当該暗号等資産若しくは当該金融指標に係る 以下この号において同じ。) 項第九号(登録の申請)に規定する金融指標に係るもの若しくは外国市 三号の二(定義)に掲げる暗号等資産若しくは同法第二十九条の二第一 ブ取引のうち当該暗号等資産若しくは当該金融指標に係るものをいう。 定する市場デリバティブ取引のうち金融商品取引法第二条第二十四項第 の又は法第二百二十四条の五第一項第六号に規定する店頭デリバティ 暗号資産デリバティブ取引(法第二百二十四条の五第一項第四号に規 次に掲げる事項

# 支払通知書に記載すべき事項の提供に係る電磁的方法

第九十二条の二 法第二百二十五条第三項 (支払調書及び支払通知書) 定する財務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 に規

受信者等 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの 用に供する者をいう。ロにおいて同じ。)の使用に係る電子計算機と 理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の 送信者等(送信者又は当該送信者との契約によりファイルを自 (受信者又は当該受信者との契約により受信者ファイル(専 己

ら当該受信者の用に供せられるファイルをいう。以下この条、次条第

接続する電気通信回線を通じてその提供すべき事項に係る情報 備え置く者をいう。イにおいて同じ。)の使用に係る電子計算機とを を送信し、 による提供の承諾)において同じ。)を自己の管理する電子計算機に 一号及び第九十五条の二第一項第二号(源泉徴収票に係る電磁的方法 に記録する方法 次条第二号及び同項第二号において「記載情報」という。) 受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者ファ

結時 府令 《四号ロにおいて同じ。) 交付書面の共通記載事項) (平成十九年内閣府令第五十二号) 第百条第一項第五号 に掲げる対価の額又は約定数値 (契約締 いう

イ~へ 同 上の号において同じ。) 引のうち当該暗号資産若しくは当該金融指標に係るものをいう。以下こ 三号の二(定義)に掲げる暗号資産若しくは同法第二十九条の二第一項 又は法第二百二十四条の五第一項第六号に規定する店頭デリバティブ取 デリバティブ取引のうち当該暗号資産若しくは当該金融指標に係るもの 第九号(登録の申請)に規定する金融指標に係るもの若しくは外国市場 定する市場デリバティブ取引のうち金融商品取引法第二条第二十四項第 暗号資産デリバティブ取引(法第二百二十四条の五第一 次に掲げる事項 項第四

兀

# (支払通知書に記載すべき事項の提供に係る電磁的方法)

第九十二条の二 法第二百二十五条第三項(支払通知書)に規定する財務省 令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

同上

ファイルに記録する方法 る電気通信回線を通じてその提供すべき事項に係る情報(以下この条 提供の承諾)において同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置 ら当該受信者の用に供せられるファイルをいう。以下この条、次条第 受信者等(受信者又は当該受信者との契約により受信者ファイル(専 用に供する者をいう。ロにおいて同じ。)の使用に係る電子計算機と く者をいう。イにおいて同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続す 管理する電子計算機に備え置き、これを受信者若しくは当該送信者の 二号及び第九十五条の二第二号(源泉徴収票に係る電磁的方法による を送信し、 次条第二号及び第九十五条の二第 送信者等(送信者又は当該送信者との契約によりファイルを自己の 受信者等の使用に係る電子計算機に備えられた受信者 二号において「記載情報」という

同

### 2 省 略 略

## 給与等の源泉徴収票

第九十三条 居住者に対し国内において法第二百二十六条第一項(源泉徴収第九十三条 居住者に対し国内において「糸等の支払を受ける者に交付長」という。)に提出し、他の一通をその給与等の支払を受ける者の各人別に係る所得税の法第十七条(源泉徴収票二通を作成し、一通をその給与等、次に掲げる事項を記載した源泉徴収票二通を作成し、一通をその給与等に係る所得税の納税地)の規定により、その給与等の支払を受ける者の各人別に長いう。)に提出し、他の一通をその給与等の支払を受ける者の各人別にでいる。)に提出し、他の一通をその給与等の支払を受ける者の各人別にでいる。)に提出し、他の一通をその給与等の支払を受ける者に交付を対している。

### 省

の種類及びその合計額 での年末調整の対象となる給与等)に規定する給与等を含む。)につきそて同じ。)を提出したことがあるときは、令第三百十一条(再就職者等と清)に規定する給与所得者の扶養控除等申告書(法)可九十四条第八項(給与所得者の扶養控除等申扶養控除等申告書(法)可九十四条第八項(給与所得者の扶養控除等申扶養控除等申告書(法)可入十四条第八項(給与所得者の扶養控除等申決養控除等申告書(法)可入十四条第八項(給与所得者の扶養控除等申書の規定の適用を受けたものである場合において、その支払を受け調整)の規定の適用を受けたものである場合において、その支払を受け調整)の規定の適用を受けたものである場合において、その支払を受け

## 三~五 省 略

をいう。)に記載されたところに応じ次に掲げる事項者の配偶者控除等申告書と所得者の配偶者控除等申告書(法第百九十五条の二第三項(給与所得与所得者の配偶者控除等申告書(法第百九十五条第六項(従たる給与についての扶養控除等申告書をいう。)又は給告書(法第百九十五条第六項(従たる給与についての扶養控除等申告書、総ち所得者の扶養控除等申告書、従たる給与についての扶養控除等申

## 1~ハ 省 略

七~十一 省 略

当該給与等に係る同項の源泉徴収票は、税務署長に提出することを要しな。) に対するその年中の給与等の支払金額が三十万円以下であるときは、2 前項の場合において、同一人(その年の中途において退職した者に限る

### 二同上

2 同 上

## 給与等の源泉徴収票)

第九十三条 居住者に対し国内において法第二百二十六条第一項(給与等の 者に交付しなければならない。 第九十三条 居住者に対し国内において法第二百二十六条第一項(給与等の 者に交付しなければならない。 第九十三条 居住者に対し国内において法第二百二十六条第一項(給与等の 者に交付しなければならない。

### 同上

二 その年中に支払の確定した給与等(当該給与等が法第百九十条(年末却変)の規定の適用を受けたものである場合において、その支払を受けたものである場合において、その支払を受けたものである場合において、その支払を受けたものである場合において、その支払を受けむ。)につきその種類及びその合計額

## 三~五 同

## 七~十一 同 上

4 省

3

略

職手当等の源泉徴収票)

第九十四条 払を受ける者に交付しなければならない。 る所得税の納税地)の規定による納税地の所轄税務署長(第一号イにおい 作成し、一通をその退職手当等に係る所得税の法第十七条(源泉徴収に係 者の各人別に、その者に係る次に掲げる事項を記載した源泉徴収票二通を て「所轄税務署長」という。)に提出し、 票)に規定する退職手当等(以下この条において「退職手当等」という。 の支払をする者は、同項の規定により、その退職手当等の支払を受ける 居住者に対し国内において法第二百二十六条第二項 他の一通をその退職手当等の支 (源泉徴収

する者を含む。)に対して支払う退職手当等以外の退職手当等については 項の場合において、法人がその役員 項の源泉徴収票は、 税務署長に提出することを要しない。 (相談役、 顧問その他これらに類

4

3

公的年金等の源泉徴収票

第九十四条の二 居住者に対し国内において法第二百二十六条第三項 (源泉

> 額が五百万円以下である場合 定する者に支払う給与等及び次号に規定する給与等を除く。)の支払金 (法第二百四条第 同 人に対するその年中の法第百九十条の規定の適用を受けた給与等 項第二号 (報酬、 料金等に係る源泉徴収義務) に規

対して支払うものの支払金額が百五十万円以下である場合 で法人がその役員 同 一人に対するその年中の法第百九十条の (相談役、 顧問その他これらに類する者を含む。 規定の適用を受けた給与等

与所得者の扶養控除等申告書を提出した者 してその提出の際に経由した給与等の支払者が支払うものの支払金額が 一百五十万円以下である場合 同 人に対するその年中の前二号に規定する給与等以外の給与等で給 (前号の役員を除く に 対

払金額が五十万円以下である場合 同一人に対するその年中の前三号に規定する給与等以外の給与等の支

3 • 同

(退職手当等の源泉徴収票)

第九十四条 居住者に対し国内において法第二百二十六条第二項 職手当等の支払を受ける者に交付しなければならない。 源泉徴収に係る所得税の納税地)の規定による納税地の所轄税務署長(第 徴収票二通を作成し、一通をその退職手当等に係る所得税の法第十七条( 支払を受ける者の各人別に、その者に係る次に掲げる事項を記載した源泉 等」という。)の支払をする者は、同項の規定により、その退職手当等の 等の源泉徴収票)に規定する退職手当等(以下この条において「退職手当 一号イにおいて「所轄税務署長」という。)に提出し、 他の一通をその退 (退職手当

一〜六同

して支払う退職手当等以外の退職手当等については、 税務署長に提出することを要しない。 前項の場合において、 法人がその前条第二項第二号に規定する役員に対 前項の源泉徴収票は

3 同

(公的年金等の源泉徴収票)

第九十四条の二 居住者に対し国内において法第二百二十六条第三項 (公的

等の支払を受ける者に交付しなければならない。 において「所轄税務署長」という。)に提出し、他の一通をその公的年金の納税地)の規定による納税地の所轄税務署長(第一号イ及び第七号イ(1)一通をその公的年金等に係る所得税の法第十七条(源泉徴収票二通を作成し、う。)の支払をする者は、同項の規定により、その公的年金等の支払を受徴収票)に規定する公的年金等(以下この条において「公的年金等」とい

第三項後段の規定を適用する場合について準用する。 第九十三条第三項(給与等の源泉徴収票)の規定は、法第二百二十六条

#### 3 省 略

# (源泉徴収票に係る電磁的方法による提供の承諾)

## 第九十五条の二 省 略

2 令第三百五十三条第一項に規定する給与等の支払をする者が、当該給与等の支払を受ける者から当該回答がなかつたときは、当該承諾を得たものといときは当該承諾があつたものとみなす旨の通知をし、当該期限までに当該支払を受ける者から前項の規定による承諾を得ようとする場合においる第三百五十三条第一項に規定する給与等の支払をする者が、当該給与

## 源泉徴収票の提出の特例)

| 法第二百二十六条第六項第一号に掲げる報告書 第九十三条第

項第

その公的年金等の支払を受ける者に交付しなければならない。 で第七号イ(1)において「所轄税務署長」という。)に提出し、他の一通をに係る所得税の納税地)の規定による納税地の所轄税務署長(第一号イ及通を作成し、一通をその公的年金等に係る所得税の法第十七条(源泉徴収等の支払を受ける者の各人別に、次に掲げる事項を記載した源泉徴収票二年金等」という。)の支払をする者は、同項の規定により、その公的年金年金等の源泉徴収票)に規定する公的年金等(以下この条において「公的年金

一~八 同 山

出することを要しない。
号の規定に該当する公的年金等に係る同項の源泉徴収票は、税務署長に提前項の場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各

でに掲げる公的年金等の支払金額が六十万円以下である場合「同一人に対しその年中に支払う法第二百三条の三第一号から第六号ま

年金等の支払金額が三十万円以下である場合「同一人に対しその年中に支払う法第二百三条の三第七号に掲げる公的

十六条第三項後段の規定を適用する場合について準用する。第九十三条第三項(税務署長の承認に係る手続)の規定は、法第二百二

**4**| 司 上 3

(源泉徴収票に係る電磁的方法による提供の承諾)

第九十五条の二 同 上

でに掲げ 号イ 項 びに げる事項、 (給与等の 同項第七号から第十 源泉徴収 同 項第六号イ 無 (1) 号までに掲げる事項 定める事項 に定める事項、 同 同号口 項 第二 及び 一号から第五号ま ハに掲げる

第六号までに掲げる事項 第 法第一 げる事項並びに同項第八号に掲げる事 百 (公的 一十六条第六項第二号に掲げる報告書 (年金等の源泉徴収票) 同 項第七号イ(1)に定める事 に定める事項 項 第九十 項 同 項第一 应 同号ロ及び [条の 一号から 第

## 株予約権の行使に関する調書

第九十七条の二 約権 四十八号。 四条(商法の一部改正)の規定による改正前の商法(明治三十二年法律第 二百七十七条(新株予約権無償割当て)の新株予約権又は会社法の施行に 項の規定による定款の定めを含む。第三号において同じ。)により同法第 株式会社 伴う関係法律の整備等に関する法律 株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種類株主総会)の決議 締役会の決議を含む。第三号において同じ。 四十条第一項(公開会社における募集事項の決定の特則)の規定による取 項の決定)の決議(同法第二百三十九条第一項(募集事項の決定の委任) 決議による委任に基づく同項に規定する募集事項の決定及び同法第二百 項 一項の新株予約権若しくは同法第三百二十二条第一項(ある種類の種 をした者の各人別に、 本店の所 (新株予約権の行使に関する調書)に規定する発行又は割当てをした (以下この項において「新株予約権」という。) の法第二百二十八条 (新株予約権の有利発行の決議) の決議により同項に規定する新株予 第三号において「旧商法」という。)第二百八十条ノ二十一第 在 同条の規定により、 個人又は法人に対し会社法第二百三十八条第二項 地の所轄税務署長に提出し 次に掲げる事項を記載した調書を、 その発行又は割当てに係る新株予約権 (平成十七年法律第八十七号) 第六十 なければならない。 )により同法第二百三十八条 (同条第二 (募 株式 集事

七 略

2 略

第九十七条の四 (支払調書等の提出の特例) 省 略

## 新株予約権の行使に関する調

第九十七条の二 。)により同法第二百三十八条第一項の新株予約権若しくは同法第三百二 募集事項の決定及び同法第二百四十条第一項 を記載した調書を、 規定する発行又は割当てをした株式会社は、 という。 う。)第二百八十条ノ二十一第一項 前の商法 新 類株主総会)の決議(同条第二項の規定による定款の定めを含む。 第二百三十八条第二項(募集事項の決定)の決議 なければならない。 又は割当てに係る新株予約権の行使をした者の各人別に、 議により同項に規定する新株予約権 十七年法律第八十七号)第六十四条(商法の一部改正)の規定による改正 十二条第一項 おいて同じ。)により同法第二百七十七条 項(募集事項の決定の委任)の決議による委任に基づく同項に規定する 株予約権又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律 決定の特則)の規定による取締役会の決議を含む。 )の法第二百二十八条の二(新株予約権の行使に関する調書)に (明治三十二年法律第四十八号。 上 (ある種類の種類株主に損害を及ぼすおそれがある場合の種 個人又は法人に対し会社法 当 |該株式会社の本店の所在地の所轄税務署長に (新株予約権の有利発行の決議)の決 (以下この項において「新株予約権」 第三号において「旧商法」とい (平成十七年法律第八 同条の規定により、 (新株予約権無償割当 (公開会社における募集事項 (同法第二百三十九条第 第三号において同じ 次に掲げる事項 その発行 + って)の 第三号 提出 (平成

-~ 七 同

2

同

(支払調書等の提出の特例)

第九十七条の四 同 上

- 2 号に掲げる方法により提供しようとする場合には同条第四項及び第六項の る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項から第 務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、次第六項第三号において「記載事項」という。)を同条第一項に規定する税 電子情報処理組織を使用して同項に規定する記載事項(次項、第四項及び 規定の例による。 三項まで、 項第一号に掲げる方法により提供しようとする場合には国税関係法令に係 調書等を提出すべき者が法第二百二十八条の四第一項第 第六項及び第七項 (事前届出等) の規定の例により、次項第二 一号に規定する
- 3 5 5

令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 令第三百五十五条第一項 (支払調書等の提出の特例)に規定する財務省

6

くは居所又は名称、所在地及び法人番号 令第三百五十五条第一項の申請書の提出をする者の氏名及び住所若し

二 分 五

令第三百五十五条第一項の所轄の税務署長への申請に基づく同条第二 .第三項の規定による承認に係る前項第三号の税務署長とする。 法第二百二十八条の四第三項に規定する財務省令で定める税務署長は、 項又

### 業等の届出

第九十八条 ずべき事業」という。)を開始し、 務所等」という。)を設け、 係る事務 所得又は山林所得を生ずべき事業 居住者又は非居住者は、国内において新たに不動産所得、 事業所その他これらに準ずるもの(以下この条において「事 若しくはその事務所等を移転し、若しくは廃 (以下この条において「事業所得等を生 又はその事業所得等を生ずべき事業に 事業

- 2 号に掲げる方法により提供しようとする場合には同条第四項及び第六項の 規定の例による。 三項まで、第六項及び第七項(事前届出等)の規定の例により、 る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する省令第四条第一項から第 項第一号に掲げる方法により提供しようとする場合には国税関係法令に係 務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、次 第七項第三号において「記載事項」という。)を同条第一項に規定する税 電子情報処理組織を使用して同項に規定する記載事項(次項、 調書等を提出すべき者が法第二百二十八条の四第一項第一号に規定する 第四項及び 次項第二
- 3 5 同 上
- 令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 令第三百五十五条第一 項 (支払調書等の提 出の 特 例) 規定する財務省

くは居所又は名称、 令第三百五十五条第一項の申請書の提出をする者の氏名及び 所在地及び法人番号 住 前若し

- 法第二百二十八条の四第二項 の承認を受けようとする旨
- 五四三 法第二百二十八条の四第一 法第二百二十八条の四第一 項第二号に規定する光ディスク等 項第二号に規定する光ディスク等の規格 つの種類
- その他参考となるべき事項
- る事項とする。 令第三百五十五条第二項に規定する財務省令で定める事項は、 次に掲げ
- くは居所又は名称、所在地及び法人番号令第三百五十五条第二項の申請書の提出をする者の氏名及び住所若し くは居所又は名称、
- 二 5 五.
- 8 令第三百五十五条第二項<br />
  の所轄の税務署長への申請に基づく同条第三項又 は . 第四項の規定による承認に係る前項第三号の税務署長とする。 法第二百二十八条の四第三項に規定する財務省令で定める税務署長は、

## (開業等の届出)

第九十八条 ずべき事業」という。)を開始し、又はその事業所得等を生ずべき事業に 所得又は山林所得を生ずべき事業(以下この条において「事業所得等を生 務所等」という。)を設け、 係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの(以下この条において「事 居住者又は非居住者は、国内において新たに不動産所得、 若しくはその事務所等を移転し、 若しくは廃

掲げる事項を記載した届出書を、 した場合には、 法第二百二十九条 納税地の所轄税務署長に提出しなければ (開業等の届出) の規定により、 次に

事務所等の所在地) その事務所等の所在地 (事務所等を移転した場合には、 その移転 後

五. 省 略

# (給与等の支払をする事務所の開設等の届出

第九十九条 り、次に掲げる事項を記載した届出書を、その給与支払事務所等の所在地 与支払事務所等の所在地の所轄税務署長)に提出しなければならない。 法第二百三十条(給与等の支払をする事務所の開設等の届出)の規定によ 務所等」という。)を設け、又はこれを移転し、若しくは廃止した者は、 所轄税務署長(給与支払事務所等を移転する場合には、その移転前の給 (以下この条において「給与等」という。) の支払事務を取り扱う事務 事業所その他これらに準ずるもの(以下この条において「給与支払事 国内において法第二十八条第一項 (給与所得) に規定する給与

兀 て給与等の支払を受ける者の その届出書を提出する日の現況におけるその給与支払事務所等にお 人員数

省 略

五.

別表第五 压

⟨b 桁 伻 分 株式等の譲渡の対価等の支払調書

瘧

妣

1 の支払調書は、 次に掲げる法第224条の3第2項に規定する株式等

> ばならない。 する場合で、 掲げる事項を記載した届出書を、 止した場合には、法第二百二十九条 であり、 一であるときは か その移転後の事務所等の所在地とその移転後の納税地が その移転前の納税地の所轄税務署長)に提出しなけ 前 の事務所等の所在地とその移転前 納税地の所轄税務署長(事務所等を移転 (開業等の届出) の規定により、 の納税地とが同

一〜三同

兀

事務所等の所在地及びその移転後の事務所等の所在地 その事務所等の所在地 (事務所等を移転した場合には) その移転前の

五. 同 上

## (給与等の支払をする事務所の開設等の届出)

第九十九条 国内において法第二十八条第一項(給与所得)に規定する給与 所在地の所轄税務署長)に提出しなければならない。 給与支払事務所等を移転する場合には、その移転前の給与支払事務所等の 項を記載した届出書を、その給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長( 給与等の支払をする事務所の開設等の届出)の規定により、次に掲げる事 その事実につき前条の届出書を提出すべき場合を除き、法第二百三十条( 務所等」という。 (以下この条において「給与等」という。) の支払事務を取り扱う事務 事業所その他これらに準ずるもの(以下この条において「給与支払事 )を設け、又はこれを移転し、若しくは廃止した者は、

一〜三同

同 上 同 上 の支払を受ける者の その届出書を提出する日の現況におけるその給与支払事務所等におい 職種等の別の人員数

別表第五

五.

全和 年分 株式等の譲渡の対価等の支払調

妣

回

在

(以下この表において「株式等」という。)の譲渡の対価(同条第1項に規定する対価をいう。以下この表において同じ。)又は同条第4項に規定する償還金等(以下この表において「償還金等」という。)について使用すること。

(1) 居住者及び恒久的施設を有する非居住者(租税特別措置法施行令第19条の3第32項の規定の適用がある場合には、同項に規定する特定株式又は承継特定株式の譲渡をする非居住者)に対し、支払う株式等の譲渡の対価又は交付する償還金等

この支払調書の記載の要領は、次による。

### 一个

2

優先出資引受権付特定社債、特定社債、投資法人債、外国公債、外国 係機関債、金融債、 債的受益権、特定受益証券発行信託の受益権、 権をいう。)、特定目的信託の受益権(社債的受益権を除く。)、社 信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益 益権を除く。)をいう。)、非公社債等投資信託の受益権(証券投資 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権(特定株式投資信託の受 受益権、特定株式投資信託の受益権、株式等証券投資信託の受益権( をいう。)、公社債投資信託の受益権、公募公社債等運用投資信託の 第3号に規定する1株又は1口に満たない端数及びこれに準ずるもの 条第14項に規定する投資口をいう。)、端数(法第224条の3第1項 交付子会社株式)、投資口(投資信託及び投資法人に関する法律第2 下この表において「株式交付子会社株式」という。)については株式 別措置法第37条の13の4第1項に規定する株式交付子会社の株式(以 する取得条項付新株予約権については取得条項付新株予約権、租税特 項付種類株式については全部取得条項付種類株式、同項第5号に規定 付株式については取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条 付株式については取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項 転完全子法人株式、法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権 12号の6の5に規定する株式移転完全子法人の株式については株式移 式交換完全子法人の株式については株式交換完全子法人株式、同条第 「区分」の欄には、株式(法人税法第2条第12号の6に規定する株 普通社債、新株予約権付社債、転換特定社債、 国債、地方債、政府関

(1) 居住者及び法第225条第1項第10号に規定する恒久的施設を有する非居住者(租税特別措置法施行令第19条の3第32項の規定の適用がある場合には、同項に規定する特定株式又は承継特定株式の譲渡をする非居住者)に対し、支払う株式等の譲渡の対価又は交付する償還金等

(2) 同 左

2 同 左

(1) 同 左

<u>(2</u> 益権を除く。)をいう。)、非公社債等投資信託の受益権(証券投資 受益権、特定株式投資信託の受益権、株式等証券投資信託の受益権( をいう。)、公社債投資信託の受益権、公募公社債等運用投資信託の 第3号に規定する1株又は1口に満たない端数及びこれに準ずるもの 条第14項に規定する投資口をいう。)、端数(法第224条の3第1項 別措置法<u>第37条の13の3第1項</u>に規定する株式交付子会社の株式(以 する取得条項付新株予約権については取得条項付新株予約権、租税特 項付種類株式については全部取得条項付種類株式、同項第5号に規定 付株式については取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条 転完全子法人株式、法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権 12号の6の5に規定する株式移転完全子法人の株式については株式移 式交換完全子法人の株式については株式交換完全子法人株式、同条第 優先出資引受権付特定社債、特定社債、投資法人債、外国公債、 係機関債、金融債、普通社債、新株予約権付社債、転換特定社債、 債的受益権、 権をいう。)、特定目的信託の受益権(社債的受益権を除く。 信託以外の投資信託で公社債等運用投資信託に該当しないものの受益 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権(特定株式投資信託の受 交付子会社株式)、投資口(投資信託及び投資法人に関する法律第2 下この表において「株式交付子会社株式」という。)については株式 付株式については取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項 「区分」の欄には、株式(法人税法第2条第12号の6に規定する 特定受益証券発行信託の受益権、 国債、地方債、政府関

社債のように記載すること。

- (3)・(4) 省 路
- 5) 「支払金額又は交付金額」の欄には、その年中に支払の確定した株式等の譲渡の対価の額又は交付の確定した償還金等の額を記載すること。また、租税特別措置法<u>第37条の13の4第1項</u>の規定の適用がある株式交付による株式交付子会社株式の譲渡については、その対価として支払うべき金額のうちに、当該株式交付により交付を受けた金銭の額又は金銭以外の資産(当該株式交付に係る同項に規定する株式交付親会社の株式を除く。)の価額がある場合には、当該株式交付子会社株式の譲渡の対価として支払うべき金額を記載するとともに、当該金銭の額及び当該金銭以外の資産の価額の合計額(剰余金の配当として交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を除く。)を内書すること。
- (6)~(18) 省 略
- 全 器

ω

### 別表第五年

令和 年分 信託受益権の譲渡の対価の支払調書 省 略

#### 重光

- 1 この支払調書は、居住者及び恒久的施設を有する非居住者に支払う法第224条の4に規定する信託受益権(以下この表において「信託受益権」という。)の譲渡の対価(同条に規定する対価をいう。以下この表において同じ。)について使用すること。
- 2・3 治 黙

### 別表第八(三)

社債のように記載すること。

- (3)・(4) 同 左
- 工等の譲渡の対価の額又は交付金額」の欄には、その年中に支払の確定した株式等の譲渡の対価の額又は交付の確定した償還金等の額を記載すること。また、租税特別措置法<u>第37条の13の3第1項</u>の規定の適用がある株式交付による株式交付子会社株式の譲渡については、その対価として支払うべき金額のうちに、当該株式交付に係る同項に規定する株式交付親会社の株式を除く。)の価額がある場合には、当該株式交付子会社株式の譲渡の対価として支払うべき金額を記載するとともに、当該金銭の額及び当該金銭以外の資産の価額の合計額(剰余金の配当として交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を除く。)を内書すること。
- (6)~(18) 同 左
- 3 同 左

### 別表第五(学)

令和 年分 信託受益権の譲渡の対価の支払調書 同 左

#### 

症

- 1 この支払調書は、居住者及び<u>第90条の4第1項の</u>恒久的施設を有する 非居住者に支払う法第224条の4に規定する信託受益権(以下この表に おいて「信託受益権」という。)の譲渡の対価について使用すること。
- 2 · 3 同 左

### 別表第八闫

令和 年分 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書 同 左

2

- この調書の記載の要領は、次による
- $(1) \cdot (2)$ **₩** 器
- 合には「(4)」と記載すること。 下この表において「特定株式」という。)の譲渡に係るものである場 項の規定の適用がある同法第37条の13第1項に規定する特定株式(以 るものである場合には「(3)」と、同法<u>第37条の13の3第4項</u>又は第7 は「(2)」と、同法第37条の10第1項に規定する一般株式等の譲渡に係 37条の11第2項に規定する上場株式等の譲渡に係るものである場合に るものである場合には「(1)」と、当該上場株式等の譲渡以外の同法第 税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡に係 の欄には、その株式等の銘柄のほか、その株式等の譲渡の対価が、租 「株式等を所有していた者に係る株式等の譲渡の対価」の「銘柄」
- $(4)\sim(9)$
- 彰 昂

 $\omega$ 

#### 附 則

(施行期日)

- 掲げる規定は、 -条 この省令は、 当該各号に定める日から施行する。 令和五年四月一日から施行する。 ただし 次の各号に
- 第四条及び第七条の規定 第四十七条の二の改正規定及び第七十三条の二の改正規定並びに附則 令和六年一月一日
- 第七十五条第一項の改正規定及び附則第八条の規定 令和六年十月一
- 一号の改正規定(「第百九十四条第七項」を「第百九十四条第八項」 第七十三条の改正規定、第七十四条の改正規定、 める部分に限る。 及び同項第六号の改正規定 第九十三条第 令和七年一月一日 一項第
- 兀 Ŧī. 条の改正規定 第六十六条の改正規定及び第九十八条の改正規定並びに附則第六条及 第三十六条の四第 第十三条の規定 第九十三条第一項第二号の改正規定(「及び次項第三号 令和八年 項の改正規定、 月 日 第五十五条の改正規定、 第七十八

- 皿 Ħ
- 川 Ħ
- (1)·(2) 同 Ħ
- $\widehat{\omega}$ 37条の11第2項に規定する上場株式等の譲渡に係るものである場合に 合には「(4)」と記載すること。 下この表において「特定株式」という。)の譲渡に係るものである場 項の規定の適用がある同法第37条の13第1項に規定する特定株式(以 るものである場合には「(3)」と、同法<u>第37条の13の2第4項</u>又は第7 は「(2)」と、同法第37条の10第1項に規定する一般株式等の譲渡に係 るものである場合には「(1)」と、当該上場株式等の譲渡以外の同法第 税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡に係 の欄には、その株式等の銘柄のほか、その株式等の譲渡の対価が、租 「株式等を所有していた者に係る株式等の譲渡の対価」の「銘柄」
- $(4)\sim(9)$ 皿
- 川 TH

第九条から第十一条まで及び第十四条の規定(令和九年一月一日える改正規定及び第九十九条の改正規定並びに次条並びに附則第五条、改正規定、第九十四条の二の改正規定、第九十五条の二の次に一条を加」を削る部分に限る。)、同条第二項の改正規定、第九十四条第二項の

る。)の施行の日
三十七号)附則第一条第七号に掲げる規定(同法第四十九条の規定に限三十七号)附則第一条第七号に掲げる規定(同法第四十九条の規定に限第十七条の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和三年法律第一、第七条の改正規定並びに附則第十六条及び第十七条の規定 デジタル

の一部を改正する法律(令和四年法律第六十一号)の施行の日かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等別表第五評の表の備考1の改正規定並びに附則第十五条の規定。安定的正規定、第九十条の二十第二項の改正規定、第八十一条の三十三第二項の改七、第八十一条の三十三第二項の改七、第八十一条の三十三第二項の改七、第八十一条の三十三第二項の改七、第八十一条の三十三第二項の改七、第八十一条の三十三第二項の改七、第八十一条の三十三第二項の改七、第八十一条の三十三第二項の改七、第八十一条の三十三第二項の改七、第八十一条の三十三第二項の改七、第八十一条の三十三第二項の改七、第八十一条の三十三第二項の改

# 青色専従者給与に関する届出書の記載事項等に関する経過措置)

分以前の所得税については、なお従前の例による。 の四第一項の規定は、令和九年分以後の所得税について適用し、令和八年第二条 改正後の所得税法施行規則(以下「新規則」という。)第三十六条

# (給与等の支払者による証明等に関する経過措置)

# (確定申告書に添付すべき書類等に関する経過措置)

和六年分以後の所得税に係る確定申告書を提出する場合について適用する。第四条 新規則第四十七条の二第六項第三号及び第八項第三号の規定は、令

# 、青色申告承認申請書の記載事項に関する経過措置)

第五条 新規則第五十五条 (所得税法施行規則第六十七条において準用する

は、なお従前の例による。前の所得税につき同法第百四十三条の承認を受けようとする場合について前の所得税につき同法第百四十三条の承認を受けようとする場合について適用し、令和八年分以いて同じ。)の承認を受けようとする場合について適用し、令和八年分以後の所得税につき所得税法第百四場合を含む。)の規定は、令和九年分以後の所得税につき所得税法第百四

# 青色申告をやめようとする場合の届出に関する経過措置)

青色申告書の提出をやめようとする場合については、なお従前の例による。出をやめようとする場合について適用し、令和七年分以前の所得税につき場合を含む。)の規定は、令和八年分以後の所得税につき青色申告書の提第 新規則第六十六条 (所得税法施行規則第六十七条において準用する

(給与所得者の扶養控除等申告書及び同法第百九十五条の二第三項に規定する。 (場定する給与等について提出する同法第百九十四条第七項に規定する。)の規定 (場別第七十三条の二第六項第三号に係る部分に限る。)の規定 (の別で、新規則第七十三条の二第六項第三号に係る部分に限る。)の規定 (の規定、表の四、新規則第七十三条の二第六項第三号及び所得税法施行規則第七十四人の規定。)の規定

# 給与所得者の保険料控除申告書の記載事項に関する経過措置)

る給与所得者の配偶者控除等申告書について適用する。

除申告書については、なお従前の例による。について適用し、同日前に提出した同項に規定する給与所得者の保険料控にのいて適用し、同日前に提出した同項に規定する給与所得者の保険料控除申告書の外入の、新規則第七十五条第一項の規定は、令和六年十月一日以後に提出す

# (納期の特例に関する承認の申請書に関する経過措置)

(後前の例による。 目前に支払うべき同条に規定する給与等及び退職手当等については、なお目前に支払うべき同条に規定する給与等及び退職手当等について適用し、同等**九条** 新規則第七十八条の規定は、令和九年一月一日以後に支払うべき所

## (給与等の源泉徴収票に関する経過措置)

- ては、なお従前の例による。
  提出すべき旧規則第九十三条第一項に規定する給与等の源泉徴収票についべき同条第一項に規定する給与等の源泉徴収票について適用し、同日前に第十条 新規則第九十三条第二項の規定は、令和九年一月一日以後に提出す
- 2 省令 規定する給与等に係る別表第六□の表の枚数を除く。 源泉徴収票に係る新規則第九十七条の四第一 項中 令和九年一月一日以後に提出すべき新規則第九十三条第一項に規定する 三条第二項各号 (令和五年財務省令第十二号) 「枚数」 とあるのは、 (給与等の源泉徴収票) 「 枚 数 による改正前の所得税法施行規則第九 (所得税法施行規則の の規定に該当する同条第 項の規定の適用については、 )」とする。 部を改正する 項に

## (公的年金等の源泉徴収票に関する経過措置)

- は、なお従前の例による。 規定する公的年金等の源泉徴収票に係る同条第二項の規定の適用について 第十一条 令和九年一月一日前に提出すべき旧規則第九十四条の二第一項に

# 源泉徴収票に係る電磁的方法による提供の承諾に関する経過措置)

に規定する通知について適用する。 則第九十五条の二第二項の給与等の支払をする者が施行日以後に行う同項 則第九十五条の二第二項の給与等の支払をする者が施行日以後に行う同項 おいて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定は、新規第十二条 新規則第九十五条の二第二項(所得税法施行規則第百条第四項に

## 開業等の届出に関する経過措置)

う。) 第一条の規定による改正後の所得税法(以下「新法」という。) 第税法等の一部を改正する法律(令和五年法律第三号。以下「改正法」とい第十三条 新規則第九十八条の規定は、令和八年一月一日以後に生ずる所得

条に規定する事実については、なお従前の例による。条の規定による改正前の所得税法(以下「旧法」という。)第二百二十九二百二十九条に規定する事実について適用し、同日前に生じた改正法第一

# (給与等の支払をする事務所の開設等の届出に関する経過措置)

前の例による。
し、同日前に生じた旧法第二百三十条に規定する事実については、なお従し、同日前に生じた旧法第二百三十条に規定する事実について適用九年一月一日以後に生ずる新法第二百三十条に規定する事実について適用第十四条 新規則第九十九条(第四号に係る部分に限る。)の規定は、令和

# (信託受益権の譲渡の対価の支払調書の書式に関する経過措置)

2 前項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める調書にする調書については、なお従前の例による。 「日以後に所得税法第二百二十五条第一項の規定により提出した同項に規定 日以後に所得税法第二百二十五条第一項の規定により提出する同項に規定 「日以後に所得税法第二百二十五条第一項の規定により提出する同項に規定

# (所得税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

#### 附則

# (障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等に関する経過措置)

## 第三条省 略

得税法施行令(以下「平成二十六年旧令」という。)第四十一条の二第う。)第十五条(所得税法施行令の一部改正)の規定による改正前の所六年政令第百七十九号。以下この項において「番号利用法整備令」とい関する法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令(平成二十するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別めの番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するた平成二十八年一月一日前に行政手続における特定の個人を識別するた

#### 附則

# (障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等に関する経過措

## 第三条 同上

得税法施行令(以下「平成二十六年旧令」という。)第四十一条の二第う。)第十五条(所得税法施行令の一部改正)の規定による改正前の所方。)第十五条(所得税法施行令の一部改正)の規定による改正前の所対る法律の施行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令(平成二十関する法律の極行に伴う財務省関係政令の整備に関する政令(平成二十関・の番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別を設定している。

とする。 その変更前の氏名及び住所並びに変更後の氏名及び住所)」とあるのは 場合に該当することとなつた場合」とあるのは「その氏名、 規定の適用については、 当する旨を証する書類の範囲等)(租税特別措置法施行規則第二条の五 号から第五号までに掲げる書類のいずれをも提出していない者に限る。 合(施行日以後に第一号又は第六号に掲げる書類のいずれをも提出して 第一項において準用する場合を含む。)に規定する届出書を提出する場 人番号の変更をした場合」と、「個人番号(第一号に掲げる場合には、 いない場合に限る。)における所得税法施行規則第七条第八項(租税特 個人番号」と、 措置法施行規則第二条の五第一項において準用する場合を含む。)の 規定する申請書を提出した者(同日から施行日の前日までの間に第一 害者等の少額公債の利子の非課税)において準用する場合を含む。 別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二条の四第三項( 七 項 ずれかの書類又は次条第二項に規定する書類)」とあるのは 条(租税特別措置法施行令の一部改正)の規定による改正前の租 (障害者等に該当する旨を証する書類の範 施行日以後最初に所得税法施行規則第七条第八項(障害者等に該 「書類 所得税法施行規則第七条第八項中「次に掲げる (第一号に掲げる場合には、同項各号に掲げる (番号利用法 住所又は個 整備

今六 省 略

#### 柯則

# (障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等に関する経過措置)

いて「整備省令」という。)附則第六条第一項の規定により同項に規定省令の整備に関する省令(令和三年厚生労働省令第百十五号。次条におための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第十三条第一項に規定すを改正する法律(令和二年法律第四十号)第二条の規定による改正前の第二条 国民年金手帳(年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部

別措置法施行規則第二条の五第一項において準用する場合を含む。)の 第一項において準用する場合を含む。)に規定する届出書を提出する場 当する旨を証する書類の範囲等)(租税特別措置法施行規則第二条の五 )が、施行日以後最初に所得税法施行規則第七条第八項(障害者等に該 号から第五号までに掲げる書類のいずれをも提出していない者に限る。 のは「書類」とする。 各号に掲げるいずれかの書類又は次条第二項に規定する書類)」とある るのは「個人番号」と、 ては、その変更前の氏名及び住所並びに変更後の氏名及び住所)」とあ 場合に該当することとなつた場合」とあるのは「その氏名、住所又は 規定の適用については、 いない場合に限る。)における所得税法施行規則第七条第八項(租税特 合(施行日以後に第一号又は第六号に掲げる書類のいずれをも提出して に規定する申請書を提出した者(同日から施行日の前日までの間に第一 障害者等の少額公債の利子の非課税)において準用する場合を含む。) 特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第二条の四 第七条(租税特別措置法施行令の一部改正)の規定による改正 人番号の変更をした場合」と、「個人番号(第一号に掲げる場合にあつ (障害者等に該当する旨を証 所得税法施行規則第七条第八項中「次に掲げる 「書類(第一号に掲げる場合にあつては、 する書類 囲) (番号利用 法整備令 の租税 項 個

~六 同 上

#### 际 即

# (障害者等に該当する旨を証する書類の範囲等に関する経過措

いて「整備省令」という。) 附則第六条第一項の規定により同項に規定省令の整備に関する省令(令和三年厚生労働省令第百十五号。次条におとめの国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係を改正する法律(令和二年法律第百四十一号)第十三条第一項に規定する正する法律(令和二年法律第四十号)第二条の規定による改正前の第二条 国民年金手帳(年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部

項に 民 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令 別 る書類とみなされる間における所 前 行 年金手帳 の国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号) 年法律第四十号) 第二条 規則第七条第二項中 お 措 いて準用する場合を含む。)の規定の適用については、 置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)第二条の五 に規定する国民年金手帳 「掲げる書類(」とあるのは、「掲げる書類又 (国民年金法の一部改正) の規定による改 得 税法 (」とする。 施行 規 劐 第七条第二 第十三条第一 項 7.得税法 租 項( 第一 税

# 貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等に関する経過措

金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律 において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新規則第八 条の二十第一 十一条の六第二項中「掲げる書類(」とあるのは、「掲げる書類又は年 条の三十八第一項並びに租税特別措置法施行規則第三条の十七第七項、、第八十一条の三十三第一項、第八十一条の三十六第二項及び第八十 国民年金法第十三条第 法律第四十号)第二条 規則」という。 する書類とみなされる間における改正後の所得税法施行規則 国民 年 項、 金手帳が整備省令附 第八十一条の二十五第一 第八十一条の六第二項 一項 (国民年金法の一部改正) の規定による改正 (国民年金手帳) 崱 第六 条 項、 第一 (所得税法施行規則第八十一 第八十一条の二十九 に規定する国民年金手 項  $\mathcal{O}$ 規 定に ょ ŋ 同 (令和二 (以 項に 第一 下一

> 年大蔵省令第十五号) とする。 の一部を改正する法律(令和二年法律第四十号)第二条(国民年金法の あるのは、「 )の規定の適用については、新規則第七条第二項中 する書類とみなされる間における改 十一号) 一部改正)の規定による改正前の国民年金法 則」という。 第十三条第 掲げる書類又は年金制度の機能強化のための国民年金法等 第七条第二項(租税特別措置法施 第二条の 項 (国民年金手帳) 五第一項において準用する場合を含む。 正 後 0 に規定する国民年金手 所 得 (昭和三十四年法律第百四 税 法施行 行規 「掲げる書類(」と 萴 規 (昭和三十二 則 以 下

# (貯蓄取扱機関等の営業所の長に提示する書類の範囲等に関する経過措

税法施 )の規定による改正前の国民年金法第十三条第一項 改正する法律 則第三条の十七第七項において準用する場合を含む。)の規定の適用に ついては、 十六第二項及び第八十一条の三十八第一項並びに租税特別措置法施行規 八十一条の二十九第一 定する書類とみなされる間における新規則第八十一条の六第二項 定する国民年金手帳 「掲げる書類又は年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部 行規則第八十一条の二十第一項、 玉 民 新規則第八十一条の六第二項中「掲げる書類 年金 (令和二年法律第四十号) 第二条 手帳が整備 項、 (」とする。 第八十一条の三十三第一 省令附則第六条第一 第八十一条の二十五第一項、 項 (国民年金法の一部改正 の規定により 項、 (国民年金手帳) 第八十一条の三 () とあるのは 同 項に (所得 第 を 規